

# 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書専用ダイヤルの設置について

社会保険料(国民年金保険料)については、平成23年所得(平成24年度課税)における控除の対象となり、ご自身の保険料だけでなく、ご家族などの保険料を支払った場合も控除の対象となります。

日本年金機構では、下記のとおり証明書をご本人の住所地(日本年金機構で登録されている住所)に送付しますが、確定申告の際に紛失などによって申告できないことがあるため、専用ダイヤルを設置していますので、お気軽にお問い合わせ願います。

## 送付される証明書

- ◆平成23年11月発行分(証明日は平成23年10月1日)  
平成23年1月から9月の間に国民年金保険料を納付したもの  
既に11月発行分は、平成23年10月31日から11月2日にかけて発送されております。
- ◆平成24年2月発行分(証明日は平成24年1月1日)  
平成23年10月から12月までに国民年金保険料を初めて納付したもの

## 紛失した場合の再発行について

緊急の場合を除き、東京都から郵送することになりますので、依頼から1週間程度必要となります。

なお、送付先は原則として日本年金機構(年金事務所)に登録されている現住所となり、富良野税務署および南富良野町役場(総務課税務係・総務課戸籍年金係)を送付先に指定することはできませんので、ご注意ください。

《控除専用ダイヤル》「0570 070 117」

通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様の負担となります。

IP電話等の方は、「03 6700 1130」へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様の負担となります。

受付期間 平成23年11月1日(火)から平成24年3月15日(木)

受付時間 月曜日～金曜日：午前8時30分から午後5時15分

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付

祝祭日および平成23年12月29日から平成24年1月3日は、ご利用いただけません。

第2土曜日：午前9時30分から午後4時

## 歩行型除雪機による事故を防ごう！！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。

除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業しましょう。

### ●人がいる時は使わない！

除雪作業中は、まわりに人を近づけないでください。

### ●雪かき棒を使って！

雪詰まりを取り除く時は、エンジンを停止し必ず雪かき棒を使ってください。

### ●エンジンを掛けたまま離れない！

作業の時以外は、必ずエンジンを停止してください。

### ●後方注意！

後進する時は、足元や後方の障害物に気をつけてください。

■ 問い合わせ先 ■

社団法人日本農業機械工業会 / 除雪機安全協議会

☎ 03 3433 0415

